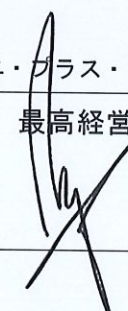


**新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
及び新規上場申請のための四半期報告書の適正性に関する確認書**

2021年5月27日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

会社名	オムニ・プラス・システム・リミテッド
代表者の 役職 署名	最高経営責任者 

当社の最高経営責任者である Neo Puay Keong（ネオ・プアイ・ケオン）は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

1. 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の作成にあたり、「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「四半期連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関連法令に基づき、全ての重要な点において適正に記載されていることを確認しております。
2. 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の作成においては、当社および連結子会社である株式会社 OMNI-PLUS SYSTEM Japan において業務分担及び責任部署が明確になっており、適切な業務体制が構築されております。
3. 毎月開催される定例取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会においては、重要な経営情報及び業務執行状況等が適切に報告されるとともに、重要事項の意思決定を適切に行っております。
4. 監査委員会の委員である各取締役は、取締役会への出席、監査委員会の開催、日常的な情報収集等を通じて、取締役会の意思決定並びに取締役の職務執行が適正に行われていることを確認しております。
5. 内部監査部門である内部監査室は、監査及び報告の独立性を確保した上で、内部管理体制の適正性や有効性を定期的に監査しており、指摘事項及び改善状況について、その内容を監査委員会並びに監査委員会を通じて取締役会へ報告しております。
6. 会計監査人である KPMG LLP による監査において、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の記載内容について、重要な指摘事項がないことを確認しております。